

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ニデック株式会社			コード	6594
提出日	2026/5/27	異動（予定）日	2026/6/18		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	吉井 浩	社外取締役	○												○	訂正・変更	有
2	山崎 武	社外取締役	○										△			新任	有
3	江良 明嗣	社外取締役	○										○			新任	有
4	小泉 慎一	社外取締役	○												○	新任	有
5	佐久間 総一郎	社外取締役	○										△			新任	有
6	西浦 裕二	社外取締役	○										△			新任	有
7	山本 良一	社外取締役	○										△			新任	有
8	天野 秀樹	社外取締役	○												○	新任	有
9	岸波 みさわ	社外取締役	○												○	新任	有
10	長谷川 充弘	社外取締役	○												○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	吉井氏は、財務省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくため選任しています。 また、同氏は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
2	山崎氏は株式会社日立製作所の業務執行者を務めていました。同社グループと当社グループとの間には、製品の販売・購入等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であり、かつ当社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。	山崎氏は、株式会社日立リアルエステートパートナーズにおいて常勤監査役を務め、組織の実効的な監査体制の構築と運用を主導する等、高い知見と豊富な経験を有しています。また、株式会社日立製作所で長年携わった経営戦略や事業構造改革の知見を活かし、リスクの早期発見や内部統制システムの運用においても高い専門性を発揮してまいりました。同氏については、その監査分野における専門性を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 左記の該当状況の通り、同氏が業務執行者を務めていた日立製作所グループは当社の主要取引先には該当しません。そのため、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

3	江良氏はブランズウィック・グループ株式会社の業務執行者を務めています。同社グループと当社グループの間には、過去３事業年度以内にアドバイザー契約に基づく取引関係がありましたが、当該取引関係は当社のM&Aに関連する海外における競争法対応に係る同社グループ海外法人との間の一時的なアドバイザー契約によるものであり、同氏は当該海外法人に所属しておらず、当該契約に基づく業務に同氏の関与はありません。また、同社グループの過去３事業年度における連結売上高の２％未満の取引であり、かつ当社グループの過去３事業年度における連結売上高の２％未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。	江良氏は、長年にわたり国内外の資産運用会社において、機関投資家の立場から数多くの企業との対話を通じ、企業価値向上に向けたガバナンス改革を主導してこられました。また、政府機関の委員等を歴任し、日本のコーポレートガバナンス改革や情報開示の高度化に向けた政策立案に関与した実績に加え、企業経営者へのステークホルダー対応の助言や他社での社外取締役としての実務経験も備えています。同氏については、その投資家視点に基づく識見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 左記の該当状況の通り、同氏が業務執行者を務めているブランズウィック・グループ株式会社は当社の主要取引先には該当しません。そのため、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
4	該当なし	小泉氏は、東レ株式会社の代表取締役副社長として長年グローバル経営を牽引されたほか、財務、経営企画、事業部門の要職を歴任し、製造業での経営管理全般に関する深い知見と豊富な経験を有しています。また、複数企業にて社外役員や取締役会議長、指名・報酬委員長を歴任し、透明性の高いガバナンス体制を構築された実績を有しています。同氏については、その経営管理に関する広範な知見と豊富な経験を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 また、同氏は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
5	佐久間氏は新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）の業務執行者を務めていました。同社グループと当社グループの間には、製品の販売等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同社グループの過去３事業年度における連結売上高の２％未満の取引であり、かつ当社グループの過去３事業年度における連結売上高の２％未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。	佐久間氏は、新日本製鐵株式会社及び新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）の経営陣として、法務、内部統制・監査といったガバナンス部門を統括し、大規模な組織再編や、経営課題への対処についても豊富な実務経験を有しています。また、政府会議の委員や国際機関、経済団体における要職を歴任される等、多角的な知見を備えた有識者の一人です。同氏については、その深い経営経験とガバナンス分野における専門性を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化、及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 左記の該当状況の通り、同氏が業務執行者を務めていた日本製鉄グループは当社の主要取引先には該当しません。そのため、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
6	西浦氏は三井住友トラストクラブ株式会社の業務執行者を務めていました。同社の属する三井住友トラストグループと当社グループとの間には、証券代行業務の委託等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同グループの過去３事業年度における連結経常収益（連結売上高に相当）の２％未満の取引であり、かつ当社グループの過去３事業年度における連結売上高の２％未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。	西浦氏は、アリックスパートナーズの日本代表や、大手金融・保険会社の会長職を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しています。特に多数の企業再生を主導したほか、株式会社LIXILでは取締役会議長等として透明性の高いガバナンス体制を構築した実績があります。同氏については、その経営・企業再生に関する識見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 左記の該当状況の通り、同氏が業務執行者を務めていた三井住友トラストグループは当社の主要取引先には該当しません。そのため、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
7	山本氏はJフロンティアリテイリング株式会社の業務執行者を務めていました。同社グループと当社グループの間には、製品の販売等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同社グループの過去３事業年度における連結売上高の２％未満の取引であり、かつ当社グループの過去３事業年度における連結売上高の２％未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。	山本氏は、株式会社大丸松坂屋百貨店及びJフロンティアリテイリング株式会社の代表取締役社長を歴任し、長年にわたり企業経営の舵取りを担ってこられました。一貫して透明性の高いガバナンス体制の構築や取締役会の活性化を牽引し、企業の経営機能向上と持続的成長の両立を主導した実績を有しています。また、経営トップとして、グループ全体の企業価値向上を実現してきた豊富な実務経験を備えています。同氏については、その経営者としての深い知見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 左記の該当状況の通り、同氏が業務執行者を務めていたJフロンティアリテイリンググループは当社の主要取引先には該当しません。そのため、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
8	該当なし	天野氏は、長年にわたり公認会計士として、有限責任あずさ監査法人において副理事長（監査統括）等の要職を歴任され、財務会計及び内部統制に関する専門知見と豊富な実務経験を有しています。また、複数企業にて社外取締役や社外監査役を務め、適正な財務報告の確保やコーポレートガバナンスの強化に貢献してこられました。同氏については、その会計・財務に関する深い識見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 また、同氏は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

9	該当なし	岸波氏は、金融機関の投資銀行部門において、財務戦略、資本政策等に関する豊富なアドバイザー経験を有しており、資本市場や企業再建に関する専門知見を備えています。また、複数企業にて社外取締役を務め、ガバナンス体制強化や資本効率を重視して経営を監督された実績があります。同氏については、その資本市場における深い識見と、ステークホルダーとの対話に関する豊富な経験を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 また、同氏は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
10	該当なし	長谷川氏は、検事として広島高等検察庁検事長等の要職を歴任されたほか、証券取引等監視委員会委員長として、市場規律維持や財務報告の信頼性確保、内部統制の検証に関する実務経験と深い識見を有しています。現在は企業ガバナンスの改善やコンプライアンス体制構築に関して専門的な立場から助言を行われています。同氏については、その内部統制再構築に関する広範な知見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。 また、同氏は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、また、当社が定める社外取締役の独立性基準も満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

4. 補足説明

社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有するものと判断しています。

- (1) 関係会社所属歴：現在又は過去10年間に、当社又は当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（注1）であった者
- (2) 主要株主：当社の総議決権の10%以上を直接又は間接に保有する株主、又はその業務執行者
- (3) 主要取引先とする者：当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
- (4) 主要取引先：当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
- (5) 多額報酬専門家：当社グループから、役員報酬以外に、過去3事業年度以内に年間1,000万円を超える、又は当該団体の総収入の2%を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (6) 役員相互派遣：当社グループから取締役・監査役（常勤・非常勤を問わない）を受入れている者の業務執行者
- (7) 関係監査法人：当社グループの会計監査人に所属する者
- (8) 多額寄付先：当社グループから、過去3事業年度以内に年間1,000万円を超える、又は寄付先の総収入の2%を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者
- (9) 近親者：上記(1)から(8)までのいずれかに該当する者（重要な者に限る）の配偶者又は二親等内の親族
- (10) 在任期間：当社の社外取締役としての通算の在任期間が10年を超えること
- (11) 前各号に定めるほか、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがあると合理的に判断される特段の事情を有する者

（注釈）

- 1.業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の法人等の業務を執行する役員及び使用人をいう。
- 2.当社グループを主要な取引先とする者とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、その者の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループから受けている者をいう。
- 3.当社グループの主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに行っている者をいう。

※当社グループは一連の会計不正問題等の影響により、決算手続に遅延が生じています。また、2026年3月期の通期業績予想数値に関しても現時点で未定としています。このため、2026年3月期の当社グループにおける連結売上高は、2026年3月期第2四半期の決算概要で公表した連結売上高（13,023億円）を2倍した数値を便宜上の目安として上記取引関係の確認を行っています。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。